松阪市保育士修学資金貸付
申し込みの手引

令和元年７月

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会

松阪市保育士修学資金貸付事業の概要

この松阪市保育士修学資金（以下「修学資金」という。）は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学に必要な資金を貸し付けて修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的としています。

（1）貸付概要

①貸付対象者（次のいずれにも該当する方）

・養成施設に在学する方
・養成施設卒業後、松阪市内の保育園等で保育業務に従事する意欲のある方
・他の地方公共団体等から同種の修学資金を借り受けていない方
※経済的な理由により修学が困難な方を優先します。
※日本学生支援機構の奨学金や、生活福祉資金等との併用は可能です。
併用する場合、併用先の条件(当資金との併用の可否)等の確認はご自身でお願いします。

②募集人数　10 名

③貸付期間及び貸付額　月額 5 万円以内　×　養成施設に在籍している期間
（最長 2 年間・最大 120 万円）

④貸付方法　貸付決定後、年 2 回に分けて本人指定の口座へ振り込みます。

⑤貸付金の返還免除

・養成施設を卒業後、1 年以内に保育士登録を行い、松阪市内の保育園等で 3 年間引き続き保育業務に従事したとき。
・指定業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡した場合等。

⑥貸付金の返還猶予

・貸付契約を解除された後も、養成施設に在学している場合。
・松阪市内の保育園等で保育業務に従事しているとき。
・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

⑦貸付金の返還

・養成施設を卒業後、1 年以内に保育士として登録せず、又は松阪市内の保育園等に勤務しない場合等。

・松阪市内の保育園等で 3 年間引き続き保育業務に従事しなかった場合等。

⑧貸付利子

・利子は、無利子です。

・定められた期日までに返還されない場合は、年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

⑨連帯保証人

・貸付けの申請には、連帯保証人が必要になります。

（2）貸付申請

①申請方法

・修学資金の貸付けを受けようとする方（以下「借入申込者」という。）は、修学資金貸付申請書に必要書類を添えて松阪市社会福祉協議会へ提出していただきます。

②借入申込者（次のいずれにも該当する方）

・松阪市内に住所を有し、高等学校に在学している方

・令和 2 年度に養成施設へ入学を希望する方

③申請受付期間　令和元年 9 月 2 日（月）～令和元年 10 月 31 日（木）

④提出先

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課

〒515－0073　松阪市殿町 1563

TEL 0598－30－5690　／　FAX 0598－23－3359

申請から交付までの手続きの流れ

貸付けの申請　受付期間：9/2(月)～10/31(木)

①以下の書類を松阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ提出してください。

提出書類	備考
（様式第 1 号）修学資金貸付申請書	
（様式第 2 号）推薦調書	各高校にて推薦を受けてください。
（様式第 3 号）個人情報の取扱同意書	
住民票の写し	世帯全員分（マイナンバー以外全て記載あり）
所得・課税証明書	世帯員のうち、就労収入のある人全員分 【生活保護受給中の場合】（様式第 4 号）福祉事務所長意見書

※連帯保証人は、借入申込者が未成年の場合、原則として法定代理人とすること。

選考
（予約・補欠・不承認の決定）　12 月上旬頃を予定

②松阪市保育士修学資金貸付審査委員会にて、貸付の予約・補欠・不承認を決定します。

③選考の結果は、「選考結果通知書」により、借入申込者に通知します。

④貸付予約の辞退が出た場合は、順次補欠者を繰り上げ決定し、「貸付予約繰上通知書」により通知します。

貸付決定　4 月、入学確認後に決定

⑤養成施設への入学が決まったら、それを証明する書類（合格通知等）を市社協へ提出してください。

⑥養成施設入学後、速やかに「養成施設確認証明書」を市社協へ提出してください。

⑦貸付決定を行い、「修学資金貸付決定通知書」にて通知します。

資金貸付　ゴールデンウィーク前後を予定

⑧「借用書」等の必要書類の提出を確認後、修学資金は年 2 回に分けて本人指定の口座に振り込みを行います。

⑨借受人は、2 回目以降の振り込みを受けるときは、「在学状況等確認書」に「在学証明書」を添えて市社協へ提出して下さい。

（様式第１号）

松阪市保育士修学資金貸付申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 会長

松阪市保育士修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付けを受けるにあたっては、松阪市保育士修学資金貸付事業実施要綱等を遵守し、養成施設卒業後は松阪市内の保育園等において、保育業務に従事することを誓います。

借入申込者氏名　　印

※借受人番号		※貸付開始年月	

フリガナ	(姓)	(名)	性別	男 ・ 女
氏名				
生年月日	年　月　日生（　歳）			
住所	〒 自宅電話（　）／携帯電話（　）			
本人の履歴	令和　年　月　高校　科　卒業予定			
借入希望金額	借入期間	令和　年　月から令和　年　月まで　ヶ月		
	月額	月額　円		
	合計	円		
高校卒業後の希望進学先	第一希望			
	第二希望			
他の資金の申込状況	有 ・ 無	左欄が有の場合資金の名称を記入 ・ ・ ・		

（様式第１号）裏面

生計を一にする家族の状況					
氏名	続柄	年齢	職業・勤務先等	前年の収入	特別な事情等
	本人				

借入申込者が松阪市保育士修学資金の貸付けを受けた場合は、連帯して債務を負担することを誓います。

連帯保証人　　令和　　年　　月　　日

住所	〒 電話番号（　　）		
氏名	印		
生年月日	年　　月　　日	借入申込者との関係	

※連帯保証人　　令和　　年　　月　　日

住所	〒 電話番号（　　）		
氏名	印		
生年月日	年　　月　　日	借入申込者との関係	

※連帯保証人は原則１名ですが、運営要領第６条２項に該当する場合は、別に１名連帯保証人を立ててください。

（様式第２号）

推　薦　調　書

令和　　年　　月　　日

（宛先）社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 会長

推薦者　所　在　地
高等学校名
学 校 長 名　　印

担 当 者 氏 名
窓口電話番号

下記の者は、松阪市保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当と認められるので推薦します。

課程名	
学　年	
フリガナ	
氏　名	
所　見 （人物・成績等）	
推薦理由	

松阪市保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

1．個人情報の利用目的

松阪市保育士修学資金貸付事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2．個人情報の取得について

本事業の貸付けに際して、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3．個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、松阪市保育士修学資金貸付審査委員会、三重県社会福祉協議会、県内外の養成施設、福祉関係機関、金融機関その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、これらの機関から個人情報を取得します。

4．個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、及び上記3「個人情報の利用について」において示した外部の提供を除き、第三者へ提供することはありません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。

5．個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

6．個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

7．提出書類について

貸付けの申請の際に提出した書類は、選考の結果に関わらず、原則として返却しません。

（様式第3号）

松阪市保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

（宛先）社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 会長

私は、松阪市保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和　　年　　月　　日　　借入申込者　　印

令和　　年　　月　　日　　連帯保証人　　印

令和　　年　　月　　日　　連帯保証人　　印

（様式第４号）

福祉事務所長意見書

<table>
<tr><td colspan="2">借入申込者氏名</td><td></td><td>世帯主氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">保護の状況</td><td>扶助の種類</td><td colspan="4">生活　　住宅　　教育　　医療　　出産　　生業</td></tr>
<tr><td>最低生活費</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">認定　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>収入充当額</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">認定　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>扶　助　額</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">認定　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>保護開始日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>現　況</td><td>適用中　　停止中</td></tr>
<tr><td colspan="6">生活保護の受給経過及び実施状況等</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6">松阪市保育士修学資金の貸付申請に対する意見</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6">※貸付による自立助長効果に関する意見及び世帯分離の要件に合致するか否かについての意見等を記載してください。</td></tr>
</table>

（宛先）社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 会長

上記のとおり当福祉事務所の意見を申し上げます。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿福祉事務所長　　印

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
松阪市保育士修学資金貸付事業実施要綱

（目的）
第１条　この事業は、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学に必要な資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

（実施主体）
第２条　松阪市保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行うものとする。

（用語の定義）
第３条　この要綱において、「保育士」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 4 に規定する者をいう。
２　この要綱において、「養成施設」とは、法第 18 条の 6 に規定する指定保育士養成施設をいう。

（貸付対象）
第４条　修学資金の貸付けの対象者は、養成施設に在学し、松阪市内の保育園等（別表１のとおりとする。以下同じ。）において、将来、保育士として保育業務に従事する意思があり、経済的な理由により修学が困難な者とする。ただし、他の地方公共団体等が行う同種の修学資金の貸付けを受けた者または受ける者を除く。

（貸付期間及び貸付額）
第５条　貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、貸付期間は 2 年間を限度とする。
２　貸付額は、月額 50,000 円以内とする。

（貸付方法及び利子）
第６条　修学資金は、市社協の会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
２　利子は、無利子とする。

（連帯保証人）
第７条　修学資金の貸し付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。この場合において、借入申込者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、法

定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事由がある場合、法定代理人に同意を得たうえで、法定代理人以外の者を連帯保証人とすることができるものとする。

２　連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第８条　会長は、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）が修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

２　会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

３　会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

（返還債務の当然免除）

第９条　会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

（１）　養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、松阪市内の保育園等において保育業務に従事し、かつ、3 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。以下同じ。）保育業務に従事したとき。

（２）　前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還）

第１０条　借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

（１）　修学資金の貸付契約が解除されたとき。

（２）　借受人が、養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

（３）　借受人が、松阪市内において前条第 1 号に規定する業務に 3 年間引き

続き従事しなかったとき。

（４）　松阪市内において前条第 1 号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

（５）　前条第 1 号に規定する業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により同条第 1 号に規定する業務に従事できなくなったとき。

（返還債務の履行猶予）

第１１条　会長は、借受人が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

２　会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

（１）　松阪市内において第 9 条第 1 号に規定する業務に従事しているとき。

（２）　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還債務の裁量免除）

第１２条　会長は、借受人が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（１）　死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（２）　長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

（延滞利子）

第１３条　会長は、借受人が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（財政措置）

第１４条　この事業の実施に必要な貸付原資は、松阪市の予算の範囲内の委託料によるものとする。

（会計経理）

第１５条　市社協は、この事業の会計経理を明確にしなければならないものとする。

２　貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する会計に繰り入れるものとする。

３　この事業を廃止した場合の返還金の取扱いとして、市社協は、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を松阪市に返還するものとする。

（その他）

第１６条　この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、松阪市と市社協が協議して決定するものとする。

附　則

この要綱は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

ア	児童福祉法第 35 条第 8 項により認可された保育所
イ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
ウ	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成 18 年三重県条例第 68 号）第 2 条第 2 項に規定する保育所型認定こども園

※ただし、松阪市に幼稚園教諭・保育士職として正規採用され、松阪市立幼稚園へ配属された場合に限り別表 1 に準じた取り扱いをするものとする。

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
松阪市保育士修学資金貸付事業運営要領

（趣旨）
第１条　この要領は、松阪市保育士修学資金貸付事業委託仕様書及び社会福祉法人松阪市社会福祉協議会松阪市保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、松阪市保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請手続き）
第２条　修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、修学資金貸付申請書（様式第１号）を社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
２　借入申込者は、次の各号に掲げる書類を修学資金貸付申請書（様式第１号）に添付して、会長に提出するものとする。
（１）　推薦調書（様式第２号）
（２）　個人情報の取扱同意書（様式第３号）
（３）　住民票の写し
（４）　所得・課税証明書
ただし、借入申込者が生活保護受給中の場合、福祉事務所長意見書（様式第４号）
（５）　前各号に掲げるもののほか、会長が必要とする書類
３　借入申込者は、高等学校に在学し、修学資金貸付申請書（様式第１号）を提出する日の翌年度に養成施設（要綱第３条第２項に規定する養成施設をいう。以下同じ。）への入学を希望する者とする。

（貸付予約者等の選考）
第３条　会長は、借入申込者から貸付けの申請があったときは、松阪市保育士修学資金貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、審査委員会において、養成施設入学後の貸付けを約束する者（以下「貸付予約者」という。）、貸付予約者が辞退した場合に貸付予約者に繰り上がる者（以下「貸付補欠者」という。）、貸付けを行わない者（以下「不承認者」という。）を決定する。
２　審査委員会では、貸付予約者、貸付補欠者及び不承認者の選考にあたり、書類審査において経済的理由により修学が困難であると認められる者を優先す

るものとする。
3　審査委員会では、必要に応じて借入申込者との面接による選考を行うことができる。
4　貸付補欠者には、貸付予約者の辞退があった場合に代わる優先順位を付すものとする。
5　会長は、借入申込者に対し、審査委員会で決定した内容を、選考結果通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

（貸付けの決定等）
第４条　貸付予約者は、選考結果通知を受けた日の属する年度内に、養成施設への入学が決まったことを証明する書類（合格通知等）を会長に提出するものとする。
2　貸付予約者及び貸付補欠者は、貸付けを辞退する場合は、選考結果通知を受けた日の属する年度内に、貸付予約等辞退届（様式第 6 号）を会長に提出するものとする。この場合においては、貸付補欠者のうち、繰上げで貸付予約者となる者に、貸付予約繰上通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。
3　貸付予約者は、養成施設入学後、速やかに養成施設確認証明書（様式第 8 号）を会長に提出するものとする。
4　会長は、養成施設確認証明書（様式第 8 号）の提出を受けたら、速やかに貸付決定を行い、修学資金貸付決定通知書（様式第 9 号）により通知する。
5　会長は、貸付補欠者に対し修学資金の貸付けの可能性が無くなった場合、速やかに修学資金不承認決定通知書（様式第 10 号）により、その旨を通知する。

（貸付金の交付方法）
第５条　貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、修学資金決定通知書（様式第 9 号）を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。
（１）　借用書（様式第 11 号）
（２）　誓約書（様式第 12 号）
（３）　印鑑登録証明書
（４）　振込口座確認書（様式第 13 号）
（５）　振込口座の通帳の写し
（６）　前各号に掲げるもののほか、会長が必要とする書類
2　修学資金の交付は、初回は前項に定める書類を受けた後速やかに、2 回目以降は年 2 回に分けて分割交付するものとする。ただし、特別の事情があると会長が認める場合は、この限りではない。

3　借受人は、2 回目以降の分割交付を受けるときは、在学状況等確認書（様式第 14 号）に在学証明書を添えて提出するものとする。

（連帯保証人）

第 6 条　要綱第 7 条に規定する連帯保証人は、原則 1 名とする。

2　連帯保証人は、修学資金を返還できる資力を有する者でなければならない。ただし、法定代理人が連帯保証人の場合、法定代理人がその資力を有しないときは、別に 1 名連帯保証人を立てるよう努めなければならない。

3　法定代理人は、やむを得ない事由により、連帯保証人にならない場合、借入申込者が修学資金を借り入れることについての書面による同意を提出するものとする。

4　連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（様式第 15 号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（返還の手続き）

第 7 条　要綱第 10 条に規定する返還の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）　返還の手続き

借受人は、要綱第 10 条に規定する各号の一に該当し返還が生じた場合は、返還計画書（様式第 16 号）を会長に提出しなければならない。会長は、返還を決定した場合は、返還計画決定通知書（様式第 17 号）により借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（2）　貸付金の返還期間及び返還金額

要綱第 10 条に規定する会長が定める貸付金の返還期間及び月賦及び半年賦の 1 回あたりの返還金額は、返還計画決定通知書（様式第 17 号）に記載した返還計画のとおりとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

（3）　返還計画の変更

借受人は、前項に規定する返還計画の内容の変更を希望するときは、返還計画書（様式第 16 号）を会長に提出しなければならない。

（4）　貸付金の返還

借受人は、返還計画に従い、それぞれの所定の支払期日までに、会長に返還しなければならない。

（5）　返還の完了

会長は、借受人が貸付金の返還を完了したときは、修学資金返還完了通知書（様式第 18 号）に当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を添えて遅滞なく通知しなければならない。

（返還債務の履行猶予の手続き）

第８条　要綱第 11 条に規定する返還債務の履行猶予の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）　借受人は、要綱第 11 条第 1 項に該当する場合は、返還猶予申請書（様式第 19 号）に在学証明書を添えて、会長に届け出なければならない。

（２）　借受人は、要綱第 11 条第 2 項第 1 号に該当する返還猶予を受けようとする場合は、返還猶予申請書（様式第 19 号）と業務従事届（様式第 20 号）に辞令等の写しを添えて、会長に届け出なければならない。

（３）　借受人は、要綱第 11 条第 2 項第 2 号に該当する場合は、返還猶予申請書（様式第 19 号）に罹災証明書、診断書その他やむを得ない事由を証明できる書類を添えて、会長に届け出なければならない。

（４）　会長は、返還猶予申請書（様式第 19 号）の提出があったときは、審査委員会において、猶予の可否について決定するものとする。

（５）　会長は、返還を猶予することに決定したときは、返還猶予決定通知書（様式第 21 号）により通知するものとする。また、返還を猶予しないことに決定したときは、返還猶予不承認決定通知書（様式第 22 号）により通知するものとする。

（返還免除の手続き）

第９条　要綱第 9 条及び要綱第 12 条に規定する返還免除の取扱いについては、次のとおりとする。

（１）　借受人は、要綱第 9 条及び要綱第 12 条第 1 号に該当するときは、返還免除申請書（様式第 23 号）に松阪市内の保育園等（要綱第 4 条の保育園等をいう。以下同じ。）が証明する業務従事期間証明書（様式第 24 号）を添えて会長に提出するものとする。

（２）　会長は、返還免除申請書（様式第 23 号）の提出があったときは、審査委員会において、免除の可否について決定するものとする。

（３）　会長は、返還を免除することに決定したときは、返還免除決定通知書（様式第 25 号）に当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく通知するものとする。また、返還を免除しないことに決定したときは、返還免除不承認決定通知書（様式第 26 号）により通知するものとする。

（返還債務の裁量免除）

第１０条　要綱第 12 条に規定する返還債務の裁量免除を行うにあたっては、次のとおり取扱うものとする。

（１）　要綱第 12 条第 1 号に規定する返還債務を裁量免除するときは、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。
（２）　要綱第 12 条第 2 号に規定する返還債務を裁量免除するときは、借受人及び連帯保証人の居所を特定する努力を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

（延滞利子）
第１１条　要綱第 13 条に規定する延滞利子の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。
（１）　延滞利子の額の算定
　　延滞元金×0.05×延滞日数／365（円未満切り捨て）
（２）　延滞利子の徴収に要する費用に満たない少額
　　1,000 円未満の金額をいう。

（届出等）
第１２条　借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、当該各号に掲げる書類を速やかに会長に届け出なければならない。
（１）　養成施設を卒業したとき。
　　養成施設を卒業したことが分かる書類（卒業証書等）
（２）　保育士の登録を行ったとき。
　　保育士登録証
（３）　貸付辞退、休学、復学又は退学、停学その他の処分を受けたとき。
　　貸付停止・再開・辞退届（様式第 27 号）及び届出内容を証明できる書類
（４）　借受人又は連帯保証人が住所、氏名等を変更したとき、又は、死亡若しくは心身の故障が生じたとき。
　　住所・氏名等変更届（様式第 28 号）及び届出内容を証明できる書類
２　借受人は、毎年 4 月 1 日現在の就業状況について、就業状況報告書（様式第 29 号）により、その年の 4 月末日までに会長に報告しなければならない。
３　借受人は、松阪市内の保育園等において、保育業務に従事したときは、その日から 14 日以内に、業務従事届（様式第 20 号）により会長に届け出なければならない。
４　借受人は、業務従事先を変更し、引き続き松阪市内の保育園等で保育業務に従事する場合は、業務従事先変更届（様式第 30 号）を、業務に従事しなくなったときは、退職届（様式第 31 号）を速やかに会長に提出しなければならな

い。

（連絡）

第１３条　養成施設の施設長は、借受人が在学中に次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちにその旨を会長に連絡しなければならない。

（１）　休学又は停学の処分を行ったとき。

（２）　留年の処分を行ったとき。

（３）　退学の処分を行ったとき。

（４）　借受人が復学したとき。

（５）　借受人が死亡したとき。

（勤務期間の計算）

第１４条　貸付金の返還免除期間及び返還猶予の算定の基礎となる勤務期間の計算は、保育士の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

２　雇用期間を定め雇用され、保育業務に従事した者については、就業規則による正規職員と同程度の勤務を行う者であること。

（報告）

第１５条　会長は、この事業の実施状況について、月次報告書を作成し、松阪市へ提出するとともに、年度終了後に年間実績報告書を提出するものとする。

附　則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。